

A I ネットワーク社会推進会議
開発原則分科会
第3回 議事概要

1. 日時

平成29年2月16日（木）10:00～12:00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館 7階 総務省 省議室

3. 出席者

(1) 構成員

平野分科会長、堀技術顧問、板倉構成員、河島構成員、久世構成員、栗原構成員、クロサカ構成員、小林構成員、三部構成員、実積構成員、杉原構成員、高橋構成員、寺田構成員、中西構成員、

(2) 総務省

谷脇情報通信国際戦略局長、武田大臣官房総括審議官、吉田情報通信国際戦略局参事官、元岡情報通信政策研究所長、福田情報通信政策研究所調査研究部長、成原情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、尾川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、

(3) オブザーバー

内閣府、科学技術振興機構、理化学研究所、産業技術総合研究所、(一社)産業競争力懇談会

4. 議事概要

(1) 運営方針等

資料1の運営方針(改)の確認が行われ、事務局より、丸山構成員から構成員を辞する申出があった旨の報告があった。

(2) 海外の動向について

一般財団法人マルチメディア振興センター 田中 主席研究員より、資料2に基づき、以下の発表があった。

- 「米国におけるA I ・ロボティクスにかかる合意形成の動向
－欧州議会の報告と米国の非営利組織の開発原則から－」

(概要) 欧州議会では、2015年から法務委員会においてA I とロボティクスに関する検討が行われており、本年（2017年）1月に、「ロボティクスにかかる民法規則に関する欧州委員会への提言」が報告された。今後、意見募集を経て、欧州議会の本会議で審議・投票を行い、欧州委員会へ検討が引き継がれる予定。また、F L I（Future of Life Institute）が、本年（2017年）1月に、BENEFICIAL A I 2017会議を開催し、23項目からなる「アシロマ原則」を公表した。研究者から1,000名以上、その他の者から2,000名弱という多数の署名を集めている。

(3) 事務局からの説明

事務局より、資料3に基づき、「A I 開発ガイドライン」（仮称）の策定に向けた国際的議論の用に供する素案（たたき台）について説明が行われた。

(4) 意見交換

【クロサカ構成員】

- ・ 人間の尊厳と個人の自律は重要なので、基本理念と倫理の原則で重複しているが、重複してもこのまま双方に記述するようにしてほしい。
- ・ 各原則の解説で、「用いられる技術の特性に照らし可能な範囲で」という記述が盛り込まれているのは非常に重要で、これについても、このまま維持してほしい。

【高橋構成員】

- ・ 田中主席研究員からの御発表にもあるように国際的に様々な議論が加速している中で、A I 開発ガイドライン案を国際的な議論の場に持ち込んでいく際に、どのようなポジショニングを取るかという整理をしておいた方がよい。例えば、アシロマ原則については、1つ1つの原則は同意できるものであるが、23項目もあるため、全体として、どのようにオーガナイズされて社会や研究開発にどのような影響を及ぼすのかという観点が分かりにくい。A I 開発原則は、コンパクトに原則を示すというところに1つの特徴があると思われるので、そのような整理の仕方もあるのではないかと考えている。

【堀技術顧問】

- ・ 意見募集に対して提出された意見を見ていると、A I 開発ガイドラインが、拘束的な法規制である、また、日本国内で適用されるという誤解があったのではないかという印象である。これは、タイトルにもあるとおり国際的な議論の用に供する素案ということで、非拘束的なものであり、また、ただちに国内に適用されるものではないということを世の中にきちんと伝えていく必要がある。
- ・ 今後A I システムは様々なところと繋がっていくため、適用範囲を過度に限定することは困難である。また、適用範囲を限定することにより、国際的な議論の場に持っていく際に、日本が後ろ向きであるという印象を与えるのは好ましくない。広範囲に検討を進めているということを発信した方が産業界にとっても望ましいものと考えられる。

【湯浅構成員】

- ・ インターネットの歴史がそれを使った犯罪の歴史であったことに鑑みると、AIが犯罪に用いられる蓋然性は高いと言わざるを得ない。ログの保存やセキュリティに関して、犯罪を前提とした仕組みを検討する必要があるのではないか。
- ・ 事故等が発生した場合の責任の分配について、日本の場合、現行の消費者保護の法制度において、消費者は非常に守られているため、AIの分野に限って消費者に責任を課すというのは難しい問題を含んでいるものと考えられる。

【杉原構成員】

- ・ AIに関する国際的な枠組みがない現状において、企業の立場からは、保守的な原則や恣意的な原則が作られるのは望ましくない。日本がリーダーシップを発揮して、産業界も納得できるものが国際的に共有されるというのが目指すべき方向だと考えている。
- ・ 開発原則の実効性の確保については、何か条件を課するようなことではなく、ベストプラクティス等を共有するなどして皆で守ろうという性善説をいかにプロモーションしていくのかということを考えるべきである。

【林構成員】

- ・ 開発原則の実効性の確保について、“標準化団体等が開発原則への適切な対応のモデルを示し、共有するための仕組み”と例が示されているが、標準には特許が伴うことが多いため、特許権を有する者が不可逆的に有利になり、市場支配力を形成する可能性があり得ることに留意する必要があるのではないか。

【中西構成員】

- ・ もともとOECDのプライバシーやセキュリティのガイドラインを参考にしていることもあり、1つ1つの原則が厳しいものになっているところもある。イノベーションを阻害しないという観点から、再度検証してみる必要があるのではないか。

【久世構成員】

- ・ AIを利活用していく上で安全性は重要であるが、日本がリーダーシップを発揮して、その発展をどのように加速するのかということが重要である。その点からすると、かなりガイドラインの拘束性は緩やかになってきているが、まだ厳しいのではないかという印象である。
- ・ アシロマ原則では、冒頭に非常にポジティブなメッセージが打ち出されており、これは重要なことである。他方、AI開発ガイドライン案の目的のところ、ネガティブな表現があるのは気になるところで、表現を工夫してほしい。

【堀技術顧問】

- ・ 日本だけに厳しいガイドラインが適用されるのは国際競争力の観点からマイナスになるとの意見があるが、日本だけが何のガバナンスもない状態だと逆にアメリカや欧州で事業ができなくなる可能性もあるのではないかと。適切なガイドラインというものは必要であり、その策定に向けた議論を日本がリードして、国際的に共有されるガイドラインを策定するというのが望ましい姿である。

【板倉構成員】

- ・ 国に機関（総務省）が検討しているとなると、一般の方からすると、どうしても国内に適用されるガイドラインと思ってしまう。国内向けのガイドラインを作っているのではなく、国際的な議論のための素案という位置づけで検討しているということは一般の方には理解が難しい。国際的な議論のたたき台を作っているということを丁寧に説明する必要がある。

【小林構成員】

- ・ 欧州では汎用AIも想定した議論がなされているようであるが、どのようなAIをガイドラインの対象とするのか、対象とする必要がないのか、きちんと共有して、それをガイドラインに例示するなどしてはどうか。

【栗原構成員】

- ・ “可能な限り”という文言が入り、開発者としても受け入れ易いものになってきたと思うが、この“可能な限り”ということの解はない。解がないので、議論してコンセンサスを形成することが重要ということになる。議論が重要であるという点は強調してほしい。

【平野分科会長】

- ・ ガイドラインが規制となって開発が阻害されるのではないかと意見はあるが、社会には不安を抱えている方々も多く、その不安が払拭されないと、開発も普及も進まない。ガイドラインが人々の不安を払拭することに役立てば、開発も普及も促進されるのではないかと考えて検討を進めている。

【寺田構成員】

- ・ 技術を含め新しい事象が現れるので、見直しの条項は必要であるが、期限はどうするのか。5年など明確に区切った方が分かり易いのではないかと。

【板倉構成員】

- ・ 従来のOECDのガイドラインは、何年と区切っていないが、概ね5年おきに見直しの議論を行っているようである。

- ・ “技術的に可能な限り”について、英訳する際に” technically feasible”とすると、GDPR (General Data Protection Regulation : EU一般データ保護規則) のデータポータビリティのところで使われている用語と同じなので、国際的には同じような解釈となる可能性が高い。異なる解釈にしたいということであれば、別訳を用意した方がよい。

【実績構成員】

- ・ 非拘束的ではあるが、遵守してもらうにはインセンティブが必要である。そのインセンティブが、何か条件を課すなど今後の開発を阻害するものであってはならない。
- ・ 利用者が留意すべき事項については、国際社会に向けて日本から有効なメッセージを出すべきであり、利活用ガイドラインを策定すると強く打ち出した方がよい。

【杉原構成員】

- ・ ”ブラックボックス”という言葉が独り歩きしている。アルゴリズムによって動いているAI、機械学習によって動いているAI、その中でもいわゆる深層学習、あるいはニューラルネットワークを使っているもの、それぞれに異なるものである。アルゴリズムはソースコードが書いてあるということ、機械学習はデータによってAIが賢くなっていくということ、さらに、その中の深層学習、ニューラルネットワークというのは、1つ1つのレイヤーについては分からないがインプットとアウトプットは分かるということである。ブラックボックスというと、中身が全く分からないという誤解がある。そういうものではないということを知ってもらいたい。

【河島構成員】

- ・ 倫理の原則について、人文科学、社会学でいう“個人の自律”というものとAIでいう”自律”というのは全く意味が異なるものであるので、留意する必要がある。

(5) 「AIネットワーク社会推進フォーラム」(国際シンポジウム)の開催について

事務局より、資料4に基づき、3月13日・14日に、東京大学伊藤謝恩国際ホールにおいて、「AIネットワーク社会推進フォーラム」(国際シンポジウム)を開催する旨の報告があった。